

## 各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 雅之  
(コード番号 9204 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経理本部長 今井 仁  
(TEL 03-5402-6764 )

### ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は平成 15 年 12 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストック・オプションを目的とする新株予約権の発行を平成 16 年 1 月 28 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由  
ストック・オプション制度の活用により、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社の取締役、監査役及び従業員。
  - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 3,758 株を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。
  - (3) 発行する新株予約権の総数  
3,758 個を上限とする。  
(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
  - (4) 新株予約権の発行価額及びその算定理由  
無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における当社普通株式の東京証券取引所における終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はその直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合には (6) に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、または退任もしくは退職のどちらか遅い時点から 2 年間に限り権利行使出来るものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は、これを認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が (7) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を消却することができる。

この場合、当該新株予約権は無償で消却するものとする。

(9) その他、新株予約権発行に必要な事項は今後の取締役会において決定する。

(注) 上記内容については、平成 16 年 1 月 28 日開催の当社第 7 回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件と致します。

以 上